



農産物の信頼性を高めるトレーサビリティと

有機JAS制度の役割

大橋 弘保（認定事務局）

安心と安全を与えるトレーサビリティ

食品の安心・安全という言葉が叫ばれて久しく、その中でもトレーサビリティという言葉がよく使われています。トレーサビリティとは、trace（トレース…追跡）とability（アビリティ…可能）の2つの用語を合わせた言葉で、直訳すると「追跡できる可能性」という意味になります。具体的には、スーパー等で並んでいる食品が、いつでもどこで・どのように作られ、どんな経路で流通されたか等の情報をたどることができることをいいます。

農林水産省の平成23年度食品トレーサビリティ導入準備委託事業における食品のトレーサビリティに関する意識調査（web）では、20代から60代の約3000名にアンケートした結果、回答者の8割以上の人が「食品のトレーサビリティを高める取り組みが食生活において重要」（図1）と答えており、消費者の多くが食品の生産・製造における記録類の保持や公表に高い意識を持っていることが伺えます。

我が国におけるトレーサビリティ制度

国内においてトレーサビリティの必要性が問われだしたのはいつ頃からか、皆さんご存じですか。2000年に加工乳の製造工場における製造記録不備に起因する食中毒事件が問題となり、農林水産省、厚生労働省及び食品業界でトレーサビリティ確保の対策が検討され始めました。また2000年にイギリスで発生したBSE（※）問題（国内では2001年に千葉で発生）に端を発し、発症原因とされる肉骨粉等の使用を確認するシステムの構築を目的

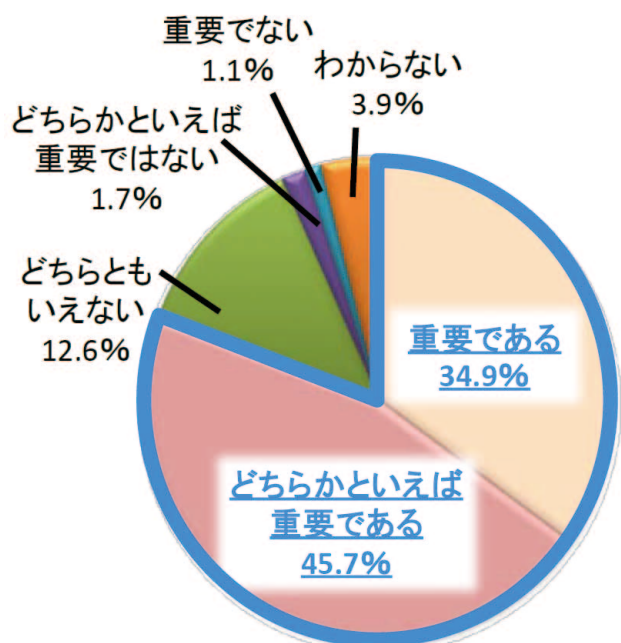


図1 食品のトレーサビリティに関する意識調査
平成23年（2011年）度食品トレーサビリティ準備委託事業 報告書より

有機 JAS マーク



認定機関名

生産方法に特色のある JAS マークで、有機栽培された農産物など、有機 JAS 規格を満たす食品につけられます。有機食品は環境への負荷をできる限り減らした農業から生まれます。

対象品目

有機農産物、有機加工食品、有機畜産物、有機飼料の4品目

生産情報公表（トレーサビリティ）JAS マーク



認定機関名

生産方法に特色のある JAS マークで、だれが（生産者、製造業者の氏名や住所）、どこで（牧場、養殖場、田畑などの所在地）、どのように（エサ、農薬の使用状況など）生産したかを消費者に提供する JAS 規格を満たす食品につけられます。

対象品目

生産情報公表牛肉、同豚肉、同農産物、同加工食品（豆腐、こんにゃく）、同養殖魚の5品目

図2 有機 JAS マーク（上）と
トレーサビリティ JAS マーク（下）

に、2003年6月に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（通称・牛トレサ法）が制定されました。その他、2008年に一部の米穀業者等が非食用に限定された米穀（通称・事故米）を食用として不正流通した事件が複数発覚し、2009年「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（通称・米トレサ法）が制定され、米の生産者、流通業者、米加工品製造業者、小売・販売業者、外食業者らに

産地情報等の表示が義務付けられています。また、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法※）において、2000年から農産物の原産地表示の義務化、有機食品の検査認証（有機 JAS）制度が、2003年10月には牛肉の生産情報公表 JAS 規格（通称・トレサビリティ JAS、トレ JAS）の認証制度が始まり（図2）、その後豚肉・農産物他のトレ JAS 規格が作成され運用されています。2008年（平成20年）

には、それまで任意となっていた業者間取引における農産物の産地や加工食品の原材料の表示が義務化される等様々な政策や取り組みが行われています。当センターは、2000年8月に有機 JAS 認定制度における登録認定機関としての認可を取得し、有機農産物の生産者約160事業者（農家数約370戸／国内認定農家の約1割）の認定をしています。

2020年の東京オリンピックに向けて、農林水産省を始め有機食品業界で大会期間中の食材が話題になっています。2012年のロンドンオリンピックでは、その開催方針に「サステナビリティ（持続可能性）への取り組み」が掲げられ、競技会場の建設から大会後の施設の利用も含めリサイクル、ゴミの削減や環境保全等に積極的な取り組みがなされました。その取り組みの中で、大会期間中に提供される全ての「食」について

は「農場から食卓まで、安全で持続可能なシステム管理が保証されなければならない」とし、「環境」を一つのキーワードにした「フードビジョン」（食品指針）を策定しました。その中でオーガニック（有機）食品を「意欲的基準」と設定し、システム認証とトレーサビリティの保証されている GLOBAL G.A.P.（グローバルギャップ※3）等の農場認証を受けている農産物や水産物のエコラベルと呼ばれる MBS（海洋管理協議会）認証・ASC（水産養殖管理協

機関）が、認定を受けた生産者や加工業者らを有機食品基準に基づく生産管理を維持しているかを年1回以上監査するシステムになっています。有機農産物の生産基準では、やむを得ない場合に限り一部農薬の使用が認められているものの、化学合成肥料や化学合成農薬の使用は基本的に認められておらず、生産に使用

した肥料や土壌改良剤他、慣行栽培の農産物や使用禁止資材の混合や汚染がないか等について記録による確認が行われているのです。こういった点から、有機 JAS マークのついた有機農産物は一般に流通しているも農産物の中で一番「安心」で「安全」と言えます。

海外におけるトレーサビリティ・認証制度と国内の動き



議会）認証が選手村やスタッフの食品及び食材に条件付けられていました。このような取り組みはその後の世界的なイベントの開催で常識化しつつあり、東京オリンピック招致委員会が国際オリンピック委員会（IOC）に提出した候補ファイルにも「持続可能で環境にやさしい食料を使用する取り組みの実行」（開催基本計画）を主要目標に掲げています。

このような背景から、農林水産省では「オーガニック農産物等の生産量等調査委託事業」を立ち上げ、オーガニック・エコ農産物（※4）の生産状況の実態調査を行い、東京オリンピックの食材・食品の確保とともに、環境保全と持続可能な農業の確立とオーガニック・エコ農産物の安定供給体制の構築を進めています。また、地方においてはJGAP（ジェイギャップ※5）の規範づくりや農場認証等も図られ、官民一体となってさまざまな団体が東京オリンピックに向けて動き出しています。

もうひとつの認証システム

国際的に有機栽培の基準や第三者認証制度の基盤づくりとその推進に積極的に取り組んできたIFOAM（※6）において、新たな認証システムがつくられ、世界で進められています。IFOAMでは、物流のグローバル化や第三者認証のシステムの複雑化による手間やコストの増大等を背景に、地産地消や地方における有機農業の推進とりわけ中小規模農家の有機農業への転換・発展が阻害されているという懸念が広がり、2003年から認証基準や有機保証のしくみを根本から見直す活動が始まり、生産者と消費者の信頼に基づく有機認証のしくみを「参加型保証システム（Participatory Guarantee Systems：略称PGS※7）」として体系化、2008年にはその定義を世界理事会で承認し、第三者認証制度と並ぶもう一つの有機認証のしくみ「OGS（Organic Guarantee Systems）」として正式に位

置づけ、推進しています。このPGSは、主に地域の市場（マーケット）に向けて出荷する小規模農家らを対象としており、有機農業の理念や規範・基準に適合していることを第三者機関でなく、地域の農家や消費者、NPO等が協力して保証していくシステムで、これにより簡便で経費のかからない方法で認証が得られるしくみになっています。そして、地域の人々の積極的な参加により、単なる二者認証に留まらず、有機農業による地域づくりを視野に入れた取り組みを狙いに行っています。

近い将来、自然農法の認証制度を発足させ、一人でも多くの方が安心して安全な自然農法の農産物を手に入れる社会づくりに貢献したいと考えております。今後の活動に期待していただき、引き続き当センターの活動にご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

用語解説

- ※1 **BSE**（Bovine Spongiform Encephalopathy）／牛海綿状脳症：一般に「狂牛病」と呼ばれ、脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、攻撃的あるいは沈鬱状態となり、体重減少、異常姿勢、強調運動失調、麻痺、起立不能等の症状を示す、牛に発生する発覚性かつ悪性の中枢神経系の病気。
- ※2 **JAS法**：平成27年4月1日の食品表示法施行に伴い、法律名が「農林物資の規格化等の適正化に関する法律」と改正されています。
- ※3 **GLOBAL G.A.P.**（グローバルギャップ）：EUの小売業界が始めたGAP（Good Agricultural Practice、「適正農業規範」国内では「農業生産工程管理」等とも訳されている）農場認証制度で、環境保全を柱とする持続可能な農業管理に、更に食品取扱の衛生基準（HACCPの考え方）、労働安全を加えた認証制度。世界に数多くあるGAP認証制度のうち、25制度に対して同等性の認証をしている。
- ※4 **オーガニック・エコ農産物**：環境に配慮して生産された農産物であって、①有機JASの認定生産者が格付した有機農産物、②有機JASの認定は受けていないが化学肥料や化学合成農薬を使用せず栽培された農産物、③たい肥等により土づくりを行った上で、化学肥料と化学合成農薬を地域の慣行レベルに比べ相当程度低減して栽培された農産物（特別栽培農産物等）を含めた総称。
- ※5 **JGAP**（ジェイギャップ）：Japan Good Agricultural Practiceの略称で、日本版のGAP。近年日本国内で進められている農場認証制度。グローバルギャップとの同等性はまだとれていない。
- ※6 **IFOAM**（アイフォーム）：International Federation of Organic Agriculture Movements（国際有機農業運動連盟）の略称。1972年にパリで設立（現在、本部ドイツ・ボン）、有機農業の普及に努めてきた世界最大の国際的なNGO（非政府機関）で、小規模農家や有機農業団体、有機認証団体、コンサルタント、研究者、消費者、国際流通企業等世界116カ国以上の約770団体が加盟している。
- ※7 **PGS**：IFOAMでは、「地域に焦点を当てた品質保証システムで、信頼、社会的なネットワーク、知識の交換の基盤の上に、関係者の積極的な参加活動に基づいて、生産者を認証する」と定義している。